

秋田市太平山自然学習センター無線機貸借仕様書

秋田市太平山自然学習センターの無線機貸借契約をするに当たり、その仕様を定めるものとする。

1 貸借場所

- (1) 施設名 秋田市太平山自然学習センター
- (2) 所在地 秋田市仁別字マンタラメ 227 番地 1

2 貸借期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日（60 月）

3 無線機の登録および設置の条件

- (1) 無線機は、デジタル簡易無線登録局の資格を有したものであること。
- (2) 携帯無線機の搬入据付、調整および試験をすること。
- (3) 基地機および車載機の搬入据付、調整および試験をすること。
- (4) 基地機および車載機の配線接続をすること。

4 無線機仕様

- (1) デジタル簡易無線登録局に適応するものであること。
 - ア 周波数 デジタル U H F 陸上用 351.03125MHz～351.10000MHz、
351.20000MHz～351.63125MHz
 - イ 送信出力 5 W
 - ウ 通信距離 市街地 1 km 以上
- (2) 基地機（1 台）
 - ア スタンドマイクを附属し、事務室と遠隔で接続すること。
 - イ 安定化電源を含めること。
 - ウ アンテナの設置と配線接続を含むこと。
- (3) 車載機（1 台）
 - ア 大型バスに取り付け可能であること。
 - イ アンテナの設置と配線接続を含むこと。
- (4) 携帯無線機（13 台）
 - ア 防水機能があること。
 - イ アンテナ、収納ケース、ショルダーベルト、充電式バッテリー、バッテリー充電器および充電器用 A C アダプターを附属すること。

5 契約範囲

以下の経費については、契約金額に含まれるものとする。

- (1) 設備・機器類の設置・調整およびそれに係わるすべての作業経費
- (2) 本契約終了後の設備・機器類の撤去・処分およびそれに係わるすべての作業経費

6 据付内容

(1) 据付内容

ア 基地機および車載機設置に伴う作業を行うこと。

(2) 作業時間

指定した期間および時間内での作業を実施すること。やむなく変更する際は事前に許可を得ること。

(3) 施工中の安全確保および環境保全について

施工に際し公衆災害の防止、施工中の安全確保、および環境保全のための関係法令の記述に従うほか以下の項目に留意すること。

ア 高所作業における落下・転落防止

イ 作業場における酸欠状態および有毒ガス等の発生防止

(4) 発生材

梱包材等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律等に基づき指定された処理施設へ適切に処分すること。

7 関係書類の作成および提出

(1) 納入機器仕様書の一覧表

(2) 取扱説明書

8 検査合格について

動作確認後、合格とする。

9 保守

(1) 受託者は、無線機の故障時には、速やかに対応すること。

なお、正常に作動するための修理費、調整費（以下、「修理費等」という。）の上限 25,000 円までは受託者の負担とし、25,000 円を超えた分は委託者の負担とする。

ただし、委託者の故意もしくは過失によって、修理または調整の必要が生じた場合の修理費等は、全額委託者の負担とする。

(2) 基地局設備が落雷等自然災害の不可抗力により、故障・障害等を受けた場合の修理費等は、委託者の負担とする。

(3) 受託者の責に起因しない障害等の調査費用は、委託者の負担とする。

10 この仕様書に定めのない事項については、協議のうえ実施するものとする。